

機能強化加算に関するお知らせ

当院では「機能強化加算」の届出を関東信越厚生局に行っており、必要に応じて患者様へ以下のサービスの提供を行っています。

- 患者様が受審している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います
- 必要に応じて専門の医師又は専門医療機関へ紹介を行います
- 健康診断の結果等の健康管理に関する相談に応じます
- 保健・福祉サービスに関する相談に応じます
- 診療時間外を含む。緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。また、医療機能情報提供制度を利用してかかりつけ医療機能を有する医療機関等の地域の医療機関の紹介を行います

令和4年4月1日

斎藤労災病院 院長 斎藤順之